

〔解答〕 4)

〔解説〕

1) 不適切。

62 歳から老齢給付金の支給を請求するためには、6 年以上の通算加入者等期間が必要です。

2) 不適切。

通算加入者等期間が 10 年以上であっても、60 歳以上にならないと老齢給付金の支給を請求することはできません。

3) 不適切。

通算加入者等期間は、加入者となった日が属する月から 60 歳に達した日の前日が属する月までのうち、加入者または運用指図者である期間を指します。

4) 適切。

なお、60 歳以降に初めて個人型年金に加入した者が、60 歳前に企業型年金加入者期間を有していた場合、当該企業型年金加入者期間は通算加入者等期間となります。